

神戸市個人情報保護条例(抜粋)	行政機関法(抜粋)
<p style="text-align: center;">削除請求権、是正の申出</p> <p>(訂正等の請求)</p> <p>第22条 第20条第1項の規定による開示を受けた自己の個人情報の内容に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、当該個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求をすることができる。</p> <p>2 第19条第1項の規定による決定を受けた者は、実施機関が第7条の規定に違反して自己の個人情報を収集したと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>3 第15条第2項本文の規定は第1項の規定による訂正の請求について、同条第2項の規定は前項の規定による削除の請求について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">利用停止請求権</p> <p>(利用停止請求権)</p> <p>第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するとき、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>二 第8条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。</p>
<p>(収集の制限)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)法令又は条例(以下「法令等」という。)に規定があるとき。</p> <p>(2)本人の同意があるとき。</p> <p>(3)個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4)第9条第1項ただし書の規定により他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。</p> <p>(5)前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第3条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。</p>
<p>(是正の申出)</p> <p>第26条 何人も、実施機関が自己に関する個人情報を第9条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。</p> <p>2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 是正の申出の内容</p> <p>(4) 是正の申出をする理由</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>3 第15条第2項及び第18条第2項の規定は、是正の申出について準用する。</p> <p>4 実施機関は、是正の申出があつたときは、速やかに、必要な調査を行い、第9条第1項第4号の規定により既に審議会の意見を聴いた場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴いて、当該是正の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 実施機関は、速やかに、是正の申出をした者に対し、書面により、是正の申出に係る処理の内容を通知しなければならない。</p>	
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令等に規定があるとき。</p> <p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>	

三重県個人情報保護条例

<p>(個人情報の利用停止等請求)</p> <p>第32条 何人も、第24条第1項又は第25条第3項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報を実施機関が第7条の規定に違反して収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、その消去を請求することができる。</p> <p>2 何人も、第24条第1項又は第25条第3項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報を実施機関が第8条又は第9条の規定に違反して利用し、又は提供していると認めるときは、当該実施機関に対し、その利用又は提供の停止を請求することができる。</p> <p>(オンライン結合による提供の制限)</p> <p>第9条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手することができる状態にするものに限る。次項において「オンライン結合」という。)により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、法令等の規定に基づくとき、又は審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときは、オンライン結合により個人情報を提供することができる。</p>
